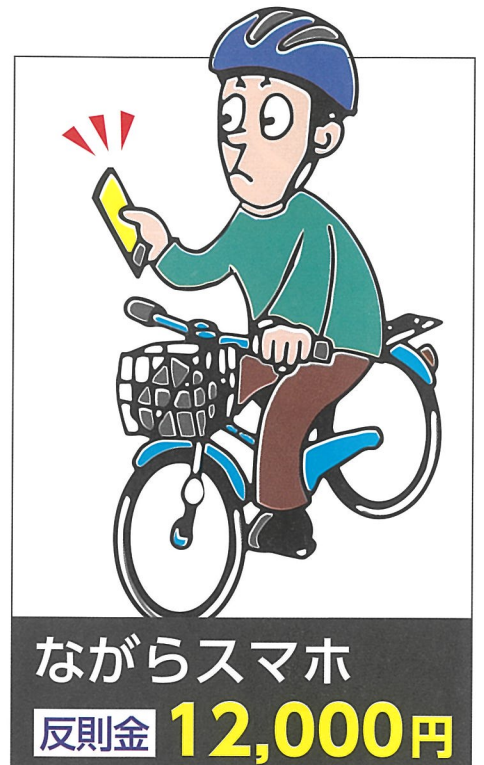
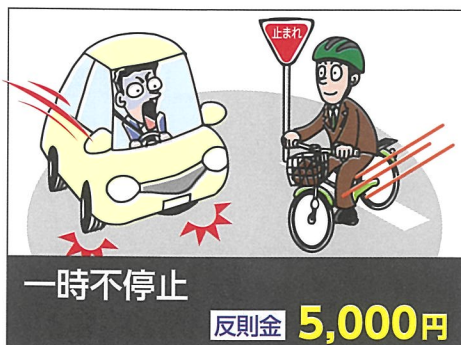
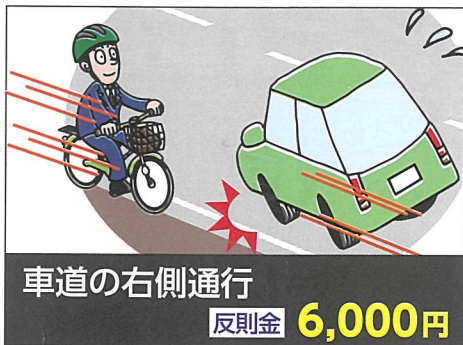


自転車の悪質で危険な違反行為が取締りの対象に!

# 令和8年4月1日から 取締り対象年齢は16歳以上 青切符での取締りスタート

↓これらの違反は青切符です!! (一部抜粋) ↓



飲酒運転、妨害運転、スマートフォンの使用で交通の危険を生じさせた場合などには赤切符・刑事手続きの対象になります。

今一度再確認を!

自転車は車の仲間です。自転車を運転するときは、交通ルールを守り、ヘルメットを着用して安全運転を心がけましょう。

## 歩道通行のルール

自転車は車道通行が原則ですが、標識等で通行が認められていたり、車道や交通の状況から見てやむを得ない場合は、例外的に歩道を通行することができます。歩行者の通行を妨げそうな時は一時停止したり、自転車を押して歩きましょう。

